

マイナンバー制度の概要



税理士
宮本 雄司



特定個人情報の適正な取扱いの具体的指針を定めるものとして、平成26年12月11日に特定個人情報保護委員会（<http://www.ppc.go.jp/>）から「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン「Q&A」が公表されました。

ガイドライン(事業者編)の概要

者が主として従業員等の個人番号を取り扱う事務に関する指針が定められています。別冊の金融業務におけるガイドラインでは、金融分野における事業者（銀行、証券会社、保険会社等の金融機関）が顧客から個人番号の提供を受け、これを利子等の支払調書に記載して税務署に提出する事務、保険会社から代理店への委託事務や激甚災害が発生したとき等に金融機関が金銭を支払うために、例外的に利用目的を超えて個人番号を利用する事務等に関する指針が

従業員等の個人番号などの取扱い 具体的な指針やQ&Aを公表

示されています。

ガイドラインにおいて「しなければならない」「してはならない」と記述されている事項に従わなかった場合、法令違反となる可能性がります。一方、「望ましい」と記述されている事項に従わなかったとしても、直ちに法令違反となることはありません。

可能な限り対応することが望まれる事項です。

なお、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護法上の主務大臣が定めるガイドライン・指針等を遵守する必要があります。

ガイドライン（事業者編）の構成は、番号法の条文に即しており、事業者が個人番号

を取得してから廃棄するまでの流れとは異なっています。

次回以降、特定個人情報等の取得↓保管↓利用↓提供↓廃棄の各段階における適正な取扱いのポイント等を2回に分けて解説します。

【ガイドラインにおいて使用されている用語の解説】

・「個人番号」とは、番号法の規定により住民票コードを交換して得られる番号です。各住民を識別するために指定されます。生存する個人の番号だけでなく、死者の番号も含まれます。

・「特定個人情報」とは、個人番号の※をその内容を含む個人情報をいいます。個人番号単体も特定個人情報に該当します。個人情報は原則として生存する個人に関する情

報に限られますので、特定個人情報には死者の個人番号その他の情報は含まれません。

（※）個人番号に対応し、個人番号に代わって用いられる番号・記号・符号であって、住民票コード以外のものを含みます。例えば、個人番号を一定の法則でアルファベットに変換したもの、並べ替えたもの等が含まれます。

・「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報をいいます。

・「従業員」は源泉徴収票等の作成事務のために事業者が個人番号を提供する立場の個人番号を指し、「事業者」は特定個人情報の適正な取扱いに關し事業者から指揮監督を受ける立場の個人番号を指しています。